

2023.8.22 乙訓の障害者福祉を進める連絡会 日野真喜

【資料1】第6次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画 事業等の概要（令和4年度進捗状況）について

① P1 通番 11「あいサポート運動事業」

および P10 通番 89「合理的配慮の提供に向けた研修実施事業」

どちらもあいサポート研修の実績値が代表指標になっている。あいサポート研修が「障害種別ごとの障害理解」「障害種別ごとの具体的なサポートのポイント」にとどまらないことを願っている。サポートの根底に「障害者差別解消法」や「合理的配慮の義務」があることまで啓発できているのだろうか。研修にあたっては、必ず「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市基本条例」について、その理念を伝えるようにしてほしい。特に公的機関の研修には、同条例の存在が市民に浸透しているようにも思えないが、せめて市の職員には知っていてほしい。

② P3 通番 28

発達に課題のある子供が早期に適切な支援につながるよう、リンクブックの活用を促進するという事業だが、実績としてはリンクブックを必要とする人数分の作成=配布した実数というふうに読み取れる。配布された後の活用につながる道すじが見えてこず、具体的な成果が読み取れない。

③ P5 通番 45

令和4年度相談実績の現状値 16,855 件の内訳については記載がないのでわからないが、分析はされているのか。単純な福祉サービスについての問い合わせの件数などがカウントされているのだとしたら、その多少によって、福祉サービスについての情報がニーズを持つ人に適切に行きわたっているかどうかの評価につながるのではないか。

④ P7 通番 65

資料2のP4に内訳があるが、自立支援協議会の就労支援部会とも連携し、事例をもとに一般就労へのステップを可視化し、ニーズのある障害者本人に情報を与えてほしい。

⑤ P22 通番 67「障がい者雇用促進事業」

市役所における雇用を障害種別ごとに見直し、知的障害者の雇用を実現してほしい。

今年度長岡京市が三障害を一つの枠として、採用人数1名の採用試験を実施するが、選考内容が知的障害者の実態と乖離しており、知的障害者が採用される余地はないと考える。

- ・従来長岡京市では知的障害者の雇用を行っておらず、今回の職員採用試験で、「事務Ⅱ」で三障害のいずれかに該当する人を1名採用予定とのことであるが、「学校教育法による高等学校卒業程度以上の学力を有する人」が受験資格である。

- ・知的障害者の多くは支援学校高等部を履修して社会に出る。支援学校高等部は卒業しても教育制度上「高等学校卒業」とはみなされない。また教育課程も高等学校とは異なり、通常高等学校での学力を保障するものではない。受験資格の「療育手帳の交付を受けている人」というのは知的障害を伴わない発達障害とみなされる人しか想定できないと思う。
- ・別に「身体障がい者対象」の「事務」の募集が「若干名」ある。要するに、今回の三障害の採用枠は障害者の雇用率を上げるために設けられ、知的障害者の採用は本気で検討されることはなかったのではないか。
- ・京都府は2014年、平成26年度から知的障害者の採用試験を実施している。筆記試験は「公務員として必要な一般教養（国語及び数学）」で、小学校中学年から高学年程度の学力で解ける問題で構成されている。

長岡京市は京都府や他の自治体、先進国の知的障害者雇用についてその実態を調べ、あるべき姿を研究し、採用について検討してほしい。知的障害者の雇用は共生社会実現のために必須の条件である。

また、雇用についての理解を広げるため、自立支援協議会就労支援部会が進めている庁内実習を全庁的に受け入れるよう求める。かねて就労支援部会では庁内実習希望者の増加とともに実習枠の拡大について議論されている。市が全庁的に受け入れることがない限り実現できない。そういう広がりがあったこそ、実習の質的向上が期待できる。受け入れ側は障害者雇用についてのヒントも得られることと思う。

○多くの施策に関わることとして…市庁舎立替、共生型福祉施設整備について

当事者側の意見集約の努力も必要であるが、共生型（略）については障害者側に情報すら届いていないのではないか。条例の精神に鑑み、市が積極的に具体的なニーズを拾い上げてほしい。

○当事者・当事者家族委員の拡大について

私が所属する家族会には、いろいろな障害種別の方のご家族が多様なニーズを抱えており、この部会でお伝えするのも私一人では限界があるため、部会構成委員に当事者をより多く加えていただく必要を感じる。今年度、欠員が出た市民公募委員に家族会に所属する人が応募したが、選にもれた。

部会構成員に当事者側の委員が増えるよう希望する。また、市民公募の際にもそのような視点を加えていただくことはできないか。

○「障がい者福祉のしおり」掲載の事業所の一覧と情報提供について

昨年度、従来受けていたサービスを事業所の事業打ち切りによって受けられなくなった事例があ

った。

当事者から「長岡京市の『障がい者福祉のしおり』に掲載されている事業所の受け入れ実態、たとえば『新規受け入れをしていない』などがわかるようにしてほしい。一覧を順番に連絡する際、時間と労力が無駄で負担である。ただし、『状況が変わる場合もありますので相談して下さい。』などの注を入れるなどするとよいと思う。」という意見が寄せられた。

行政は需要と供給のバランスを、モニタリングの内容と計画書とを照らし合わせつつ、ニーズと事業所の受け入れ実態を把握し、情報提供に努めてほしい。

また情報提供の手段として、一年間改定されない「障がい者福祉のしおり」を補う手立てが必要である。事業所の新規開所・閉所・サービスごとの空き状況など、少なくとも障がい福祉課が最新の情報を把握している状態であってほしい。

長岡京市では現在ラインでさまざまな手続きも可能になっている。庁内のデジタル戦略課は、「誰一人取り残さないデジタル化」を標榜しており、「全ての市民がデジタル化の恩恵を受けられる環境を整備し、利用者目線で、かつ、利用者に優しい行政サービスを目指し」「地域のデジタル化をサポートしていく」とのこと。障がい福祉課との連携により、地域の福祉事業所の情報提供に着手することはできないだろうか。

その他当事者家族から下記の意見を寄せられています。(抜粋)

1. 【資料1】

第6次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画 事業等の概要（令和4年度進捗状況）について

1. 各施策の「目標達成に向けた課題」の記述で、文末が『望まれます』（一例：通番20）や、『～が必要です。』（一例：通番26）という表記が多く見られ、その内容が理念的であったり具体性に欠けていたりするように感じる。→課題解決の方策をできる限り具体的にして記述した方がよい。
2. 通番26“地域医療体制の充実事業”では、「事業概要」の前半部分（障がいのある人が、地域において気軽に医療機関を受診できるよう、関係機関への啓発により、障がいに対する理解のある医療関係者を増やします。）についての取り組みがまだなされていないと思う。

→平成29年度「長岡京市地域医療ビジョン（中間案）」パブリックコメントでの意見に対する市の考え方は「障がいのある人が安心して身近な医療機関で適切な医療が受けられるよう、関係機関と連携しながら環境整備を進めてまいります。なお、具体的な施策については、『長岡京市障がい福祉計画・長岡京市障がい児福祉計画』とも連携を図りながら、個別分野の計画や施策の検討を通じて対応してまいります。』ということだったので、対応を急いで、具体的な方策を構築してほしいと思います。

3. 通番 58“地域生活支援拠点整備事業”で「目標達成に向けた課題」の2つ目に「地域生活支援拠点の面的整備に向けては、各機関の役割分担について引き続き協議が必要です。」と記述されています。

→この協議はいつどこで行うのでしょうか。

II 【資料2】長岡京市障がい福祉計画（第6期計画）長岡京市障がい児福祉計画（第2期計画）進捗状況について

1. P.24 成年後見制度法人後見支援事業

→実施とされていますが、実施している法人はどこかを教えていただきたいです。

2. P. 27 ⑨移動支援事業

→乙訓圏域では、長年、支給量の上限ガイドラインが、16時間/月とされてきました。その理由として、乙訓地域では、支援学校卒業後に利用される通所福祉施設への運営費補助に力を入れているからと聞いていました。その運営費補助は、令和4年度で終了したと聞いています。この際、移動支援事業の支給量の上限ガイドラインは撤廃されるべきだと思います。

3. P.28 訪問入浴サービス

→数値では、訪問入浴サービスを実施する事業者の撤退によって、利用者が困った状況に陥ったことが読み取れないように思いますが、実際にはそういうことが令和4年度に起こっていたと聞いています。数値で進捗を計るには限界があるので、それだけに頼らない丁寧な状況分析が必要だと思います。

→福祉サービスの実績と見込みは前年との比較をあらわしていますが、計画に対しての実績はなぜないのでしょうか？「対見込み比」では計画に対してサービスの供給量が少ないことが読みとれない。実際に希望し、計画にのせられている入浴サービスが受けられていないのに。支援が成立していない状況の数値化は必要ないのでしょうか。

4. P. 32 ②医療型児童発達支援

→他の事業でも対見込み比が低いものはありますが、特にこの事業では、利用人数の対見込み比100%に対して利用量の対見込み比がずいぶん低いです。理由があると思うのですが、どういことでしょうか。

5. P.37 ⑧医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

→配置人数というのは、養成研修受講者の人数のことでしょうか？